

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年9月27日（水）15:00～15:53
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学 客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | 公益財団法人アジア成長研究所特別教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 設楽 将義 | 一般社団法人日本ビューティー創生本部代表理事 |
| 丸山 鎮仁 | 一般社団法人日本理容財団理事 |
| 高田 学 | 一般社団法人日本ビューティー創生本部理事 |
| 下地 宏和 | 尼崎理容美容専門学校役員・評議員、姫路理容美容専門学校特別教員 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 元木 要 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 シェービング等に特化した理容師の更なる技術向上と独自性を追求した早期人材育成学校システムの実現
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「シェービング等に特化した理容師の更なる技術向上と独自性を追求した早期人材育成学校システムの実現」ということで、一般社団法人日本ビューティー創生本部に御出席いただいております。

本日の資料は、一般社団法人日本ビューティー創生本部から御提出いただいております、公開予定でございます。

本日の議事についても、公開予定です。

進め方でございますが、まず、一般社団法人日本ビューティー創生本部から5分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「シェービング等に特化した理容師の更なる技術向上と独自性を追求した早期人材育成学校システムの実現」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますが、一般社団法人日本ビューティー創生本部から御説明をお願いいたします。

○設楽代表理事 創生本部の設楽と申します。よろしくをお願いいたします。

また、今日は、貴重なお時間をありがとうございます。

今回、私どもが資料で御提案させていただいているものでございますが、私の学校は、今、昨年認可させていただいて、京都で運営させていただいております。

初年度から、おかげさまで定員がいっぱいという状況でありまして、特に私どもの場合ですと、シェービングに特化した理容学校という形で、それに併せて、京都ですので、伝統産業、文化とか、そういう産業も含めてなのですが、理容人を輩出していこうという考え方で学校をさせていただいております。

この業界は、色々な学校が全国にあります。

ただ、どこの学校も、今、定員が割れている状況でありまして、特に理容師に関しましては、理容だけでやっている学校が全国で5校ぐらいしか存在していない状況です。その中でも、実際に稼働しているのが3校ぐらい。私どもがそのうちの一枚になっておりますが、単体ではそういった現状になっております。

どうしても業界内での色々なしがらみとかがあるのですが、本当に現場主体の学校は、なかなかここまで存在しなかったものですから、おかげさまで私どもは、理容師になりたいという方は当然なのですが、シェービングに特化した背景もありまして、介護であったり、医療であったり、最近ですと、美容のほうからもダブルライセンスを取りたいという方々が非常に増えております。

ダブルライセンスを取ることによって、今までカット、シャンプーという中での単価だったのが、シェービングという技術を身に付けることによりまして単価が上がる、生産性が上がってくる、人件費もそれに伴ってアップできる、ある意味いい環境になりつつあり

ます。

理美容業界的な平均収入は、あくまでも年間でここ10年ずっと290万、300万で推移しております。

あとは、学校を卒業した後に、離職率が半年で5割以上と言われております。

非常に離職率が高い中で学校で学ぶのですが、基本的には辞めてしまうという現状で、どこのサロンでも理容・美容ともにですが、人材の確保が非常に厳しくなってくる場所です。

先ほど申しあげました、現場に出てから学ぶことが多いのが一つの要因になっておりまして、平成10年ですか、ちょうどカリスマ美容師と騒がれた時期なのですが、当時、学校がぼんぼん出来上がりました。結構大きなマンモス校があちこちにできております。

その中で、当時は1年で現場を学んで、1年で学校というインターン制度があったのですが、それに伴って、それが廃止されたことによって、2年間学校で学ばなければならないと。

ある程度教育内容も変わればよろしかったのですが、当時使っていた教科書もそのまま使用している状況でして、内容に特に変わりはない中で、期間が延びたことによって、結局、残りの期間に何をするか。申し訳ないのですが、現場では使えないような技術とかを色々と学ばせて、時間を稼いできている状況になります。

理容に関しましては、基本的には人体で、学校で学ぶものがそのときに廃止されています。全部ウィッグで授業ですので、人様に触れる授業が一切なくなってきております。なので、現場に出たときに、もう一度人様に触れてやり直しというので、結局、デビューするまでには、学校を卒業してから3～4年かかります。

そういった背景もありまして、現場の理美容師からは、もう一度1年に戻して、内容の濃い授業をやりつつ、現場を重視した教育内容でもう一回やってくれという声が日に日に高まってきている状況で、そういった背景もありまして、当校につきましては、そういった色々な業種から入学希望者が増えている現状であります。

そういった中で、今回、私どもといたしましては、今、色々な法律を学ばなければならない。もちろん、国家資格でございますので、それはそれで重視しながら、技術のところは、先ほど申しあげたシェービングならシェービング、現場で使えるものは現場で使えるものに集約して期間を短くして、早期人材育成、国家資格で現場に出た瞬間に稼げる環境をいち早く作りたいという考え方で、今回のプロジェクトを申請させていただいたという経緯でございます。

簡単で申し訳ありませんが、御説明させていただきました。

ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 御説明を頂き、ありがとうございます。

○設楽代表理事 ありがとうございます。

○菅原委員 現在、理容師が減少し、一方で、美容師が微増している中で、両者併せて今後の対応を考えていくのがポイントの一つではないかと思えます。消費者ニーズを考えると、特に若い世代は、本来、理容室に行く人が美容室に流れていく傾向があります。また、グローバルスタンダードを見た場合に、欧米とかアジアを見ると、理美容は一体化していて、日本のように分けて捉えている制度はほとんどなかったと思えます。そのため、理容師・美容師のダブルライセンスにしていくことが、中長期的に見たときの解決策としては重要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

感想としては、シェービングだけを取り出したニーズがすごく高いのであれば別ですが、シェービング技術だけでキャリア形成を考えたときにどうなのか、ご意見を頂ければと思います。

○中川座長 それでは、一般社団法人日本ビューティー創生本部の方、お願いします。

○丸山理事 丸山と申します。よろしくお願いします。

僕は、美容で創業して、ちょうど33年ぐらいさせてもらっているのですが、要は、僕が24歳で独立してからずっと今までやらせてもらったときに、美容業界の移り変わりも、多分、一通り見ているかなと思うのです。

多分、先ほど言ったシェービングだけに特化するものですが、今はカラーサロンだけに特化するとか、カットだけに特化するとか、シェービングだけに特化するとか、基本的に分解されてきているのも事実なのです。

要は、シェービングをすることは、例えば今はシェービングをする方が少ないところが現状ではあると思うのですが、実際、シェービングとかができるようになると、学校とか、ホテルのブライダルのシェービングとか、そういうところから依頼が来たりと話は聞いていますので、そういうところに行くと、確かに一シェービングサロンで働くよりかは、一気にそういうところに就職ということがあると、入社後いきなり全然違うスタンスになってくるのです。

そういうところも、見方としたら、一体化はいいのかなと思うのですが、美容室・理容室を一つにするのは、なかなか難しいところもある。それをやろうと思うと、もっと時間がかかってしまうのではないかというのもありますし、例えば1年間でシェービングできるようになれば、いわゆるママさんとかみたいな方が入ってきて、基本的に早いこと技術を付けて、稼げる。要は、そういういい面もたくさんあるのではないかと正直思っているのです。

だから、今、分業化が始まっている以上は、絶対に止まっていけないと思っているので、カラーサロンがばっと出てきたり、カットだけが出てきたり、シェービングが出てきたりというのは、ならざるを得ないような形ではないかと、僕は正直思っております。

よろしく申し上げます。

基本的に、シェービングに特化すること自体は、決してそんなに悪いことではないのではないかと考えているのです。

○菅原委員 ありがとうございます。

今の御意見で、ある種技術の専門性に特化するのは一つの考え方としては分かりました。私も、カラー専門の美容室に行きますので、そういうニーズがあるのかもしれませんが、シェービングに関してのニーズがどの程度あるか、シェービングに特化した理容室が経営的に成り立つのか、個人のキャリア形成を考えたときにどうなのかも考える必要があると思います。御指摘のように、必ずしも総合美容が全てではないのはそのとおりですので、そういう市場調査的なものがあるといいのではないかと思います。

○中川座長 答えは求めなくてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

頂いている資料とお話を伺いまして、私からは、御質問は2点でございます。

1点目は、菅原委員からの御発言にもありましたが、理容と美容のすみ分けをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

まさに業界で先頭に立たれて、見渡されている御提案者からの御発言を伺っておりますと、理容業界から見て理容のコアなものは何なのかについても問題提起いただいているのかなと思っております、理容業界が備えるべき、社会から必要とされる技術は何とお考えでしょうか。

逆に言えば、それに特化してしまうことで、十分な履修ができれば理容師となれるという御提案にもつながるのかと思っております、どのように美容と理容のすみ分け、理容のコアなものをお考えなのかについてお伺いしたいと思います。

2点目は参考資料で頂いている15ページ目なのですが、これを見ますと、平成7年の制度改正で、むしろ実地修練を廃止されて、理容に必要な知識・技能を習得するための年限が伸びたことがあったと記載いただいております。

これに対し、今回の御提案は、筆記、実技など、必要な技能習得の時間を短くし、三ツ星サロンでの実地就業による継続指導・支援をするというものとなっています。今回、最低3年という記載もございましたが、ある種実地修練に戻す面もあるのかなと思っております。

平成7年の制度改正のときに、実地修練をやめたので、むしろ知識・技能の習得の部分が伸びたのに対して、このうち、不要な時間があるのではないかとって知識・技能の習得をやめて実地修練に戻される方向で、今回の御提案がなされているようにみえるのですが、過去の実地修練が不要ではないかという御議論と、今回の提案との関係性をどのように捉えられているのかについてお伺いしたいです。

以上、2点お願いします。

○中川座長 それでは、一般社団法人日本ビューティー創生本部の方、よろしく申し上げます。

○設楽代表理事 最初の御質問なのですが、今、理容師の独占業務はシェービング、顔そりだけしか残っていない状況であります。例えばいつきはやりましたまつげエクステとかも、全部美容師の独占業務と変わっております。

その中で、理容師の独占業務と言いますか、理容師としての仕事は何なのかといった場合には、極論を言ってしまいますと、シェービングしか生きる道がなくなっている状況なのです。

ですから、その中でも、今回、私どもは、総合調髪というよりも、先ほどありましたように、色々な得意分野を發揮できる環境を作って、理容師という職業を残していこうという考え方で、今回のプロジェクトを遂行している状況であります。逆に、それしかない状況になっています。

ですので、今回の学校に関しましても、先ほどおっしゃっていただいていますように、色々な法律的な科目・学科はもちろんあります。それは別に、今までどおりやっていきます。選択科目の中で、今まででしたらまつげエクステだったり、ネイルだったり、アイラッシュだったり、色々なものをやってきたのが過去の経緯でございます。

その中で、私どもは、理容師として残すのは、先ほど申し上げたように、シェービングしかありませんから、そこに全部注力していこうという考え方で、その期間を短くしていこうという考え方で今回の特区の申請になっている状況です。

あとは、変な話ですが、今、実際に社会的にも、皆さん御存じかと思うのですが、QBハウスとか阪南理美容が、ほとんど行かれたことがあるようなサロンになっております。1,350円というカットでやられておまして、今は全国にかなりの数を擁しております。

そこがほとんどサインポール、赤と白と青で理容業として始めたのが、今でいうQBハウス、阪南理美容が主力になっている現状もありまして、理容師として、店舗数は毎年減少しているのですが、そういったカットオンリーとか、特化していかないと生き延びていけない環境になっているのも事実です。

私どもは、シェービングというところで、先ほど話が出ましたが、今、成功事例と言いますか、実際にサロンでやっているのも、結構全国的に増えています。シェービングだけの理容師で、東京、大阪、福岡、今、全国にどんどん増えています。東京などでも、シェービングは大体1時間半で1万7000円、1万5000円を取っています。それでお客さんの予約がいっぱいな状況になっています。

そこで働く方々は、主婦の方とか、母子家庭の方とか、色々な女性の方々が女性の顔を剃るというビジネスモデルが生まれておまして、同期で美容師の方とシェービニストの方を比べると、同期の場合で給料が1.5倍違うと、実際の数字も出始めています。

ですので、そういった意味で、京都などでも、シェービングサロンをうちの学校の敷地

内につくらせていただきましたが、5時以降の予約がほとんど埋まっています。主婦の方が、仕事が終わった後にシェービングに来る。うちの場合も、大体1万5000円取っています。それでも来ます。ですので、そういった社会的なニーズが広まってきている部分もあります。

一方で、理容師の数はどんどん減っていますので、来年ぐらいには20万人を割るだろうと言われていの中で、早期にそういったニーズに応えられる業界づくりをしていかないといけないかなという感じでおります。

○中川座長 委員の質問の中には、前回の改正との関係にもお答えいただきたいとあったと思うのですが、今回の御提案は、実地修練を不要としたものを元に戻す要素もあるということなのでしょうか。

○設楽代表理事 そうですね。元に戻すという考え方でございます。

○中川座長 それとの関係で教えていただきたいのですが、コアな部分がシェービングだというお話があって、シェービングでかなりビジネスも成立しているというお話をお伺いできているのですが、その場合に、今回の御提案は、シェービング、あるいはカットが非常にビジネスとしてコアな部分だから、それに特化したような国家資格を用意すればいいのだという御提案なのでしょうか。

その場合には、総合理容はやらない資格を生み出すような御提案なのかとも思うのですが、おそらく、改正前の1年勉強して、1年修練しますというのは、総合理容の資格を与えるためのカリキュラムだったと思うのですが、それとはまた違って、シェービングあるいはカットみたいなコアな部分だけをやる業界として、今回、今ニーズが高い部分の特化したような資格を創設するという提案なのでしょうか。

その辺がよく分からなかったので、もう一度、堀委員の2番目の質問を少し補足する形でお伺いできればと思うのですが。

○設楽代表理事 説明不足ですみません。

今おっしゃっていただいた件ですが、今、2年間で2,010時間という法律上の履修時間があります。

その中で、私どもの考え方としましては、元々1年だったものが2年になっての2,010時間なのですが、延ばした期間の中に、冒頭に申し上げましたが、教科書とか、学ぶ実習内容の科目が増えているわけではないのです。元々1年で消化できたものを期間だけ2年に延ばしてしまったという経緯があるのです。

ですので、基本的に、7ページに書かせていただいておりますが、時間的なものを逆に集約することによって、本来学ぶべきものを元の1年の時間割に戻すことによって、1年で済んでしまうという話になります。元々の科目を元に戻すだけの話なのです。

その選択科目の中に、さっき申し上げたネイルとか色々なものがありますが、その時間はシェービングに特化していこうという考え方です。

○中川座長 目指すやりたいことは、総合理容のままなのですね。

○設楽代表理事 理容師の国家資格としては学ぶべきものがありますので、総合調髪を学ばなければならないと思います。

○中川座長 色々な御提案をいただいているかと思うのですが、要は、総合理容を勉強した上で、実地修練のそういう仕組みを加えて、初めて理容師として仕事ができるという仕組みを御提案いただいているということでしょうか。

○設楽代表理事 はい。

○中川座長 その場合、平成7年改正のときに、実地修練を廃止するときの理由として、実地修練期間中にやった作業に見合うようなお給料をあまり頂けていないとか、非常にきつい作業があったとか、様々な理由があると思うのですが、そういったものを防ぐような防止措置みたいなものは、今回の御提案の中に含まれているのでしょうか。

○下地役員 下地です。よろしくお願ひします。

実地修練の内容を全体的に理容に特化したもの、全体の総合技術も含めて取るのですが、ネイルとかそういった授業をシェービングに代えるところですか。

もう一度質問を。

○中川座長 ごめんなさい。

多分、学校で勉強するものは絞って、実地修練の期間を長くすることなのですが、平成7年改正のときに、実地修練をやめて、学校で勉強すると改正した意味はそれなりにあると思うのです。

それは、実地修練期間中にきちんと扱われていなかったとか、そういうことをお聞きしているのですが、今回、実地修練を理容師としての資格、総合理容をやるための資格の中に入れるためには、平成7年改正の理由となった実地修練期間中に適切に扱われていなかったとか、そういったことを防止するような措置は、今回の提案に含まれているのでしょうか。

○下地役員 平成7年のときの時代が、まだまだ徒弟制度であったり、言い方は悪いのですが、職人の修業という形で、インターンの部分で、そういった悪いところがこの業界はかなりあったと思うのです。

僕も、この業界で理容師として30年以上やっています、20年理容室を経営していますが、今、学校の教師も3校ほどやっています。

その中で、実際にこの業界自体の給料体系は、この20年で大きく変わりました、初任給であったり、僕の時代ですが、今までは、インターンのときは小遣い程度の給料しかもらえなかった。

そういう時代はあったのですが、今はそういったものは一切なく、求人にかける時点で、最低賃金を守っていなかったら、学校側が就職させないような状況になっていますので、そういったインターンだから給料が少ないということにはならないと思います。

○中川座長 分かりました。

落合委員と阿曾沼委員から手が挙がっていますので、あまり時間がないみたいなので、

続けて御発言ください。

○落合座長代理 ありがとうございます。

既に御議論いただいた中に含まれている内容もあると思いますが、現実的に制度として議論していく中で、厚生労働省と話がまとまる可能性があるのかという視点で考えていったときに、どこか特定の部分に限定してライセンスをつくることは、一部業務制限をすることにつながるので、それは本当に敢えて社会的につくるだけの大きい需要があるのかどうかは大事な点だと思います。

仮にそういった制限したライセンスを目指されるのであれば、ニーズに関する部分は重要になるのではないかと思います。一方で、今までも議論がありましたが、1年を2年の期間に変更したこともあったと思うのですが、こういうタイミングでの議論として、勉強としては本来的には1年でもできるのではないかと、必要な範囲の知識は取得できるのではないかとすることはあるのではないのでしょうか。

その中で、以前の制度改正の場合には、先ほども小遣い程度で仕事をされていたというお話もあったと思いましたが、そこが、業界に入ろうとする方にとって不利益だったのではないかというのが昔の状況だったと思いますが、今はむしろ2年かかってしまうほうが、不利益が大きいということ自体は、多分、実態としてあるのだと思います。

そういう中で、例えば20年ぐらい前に問題になった点については、受入れ側において適切な制度整備というよりか、体制整備が必要だと思います。そこが認証されたサロンを対象にするということで対策が提示されているかもしれません。そういう対策を行いつつ、また一方で、勉強自体は全体として必要な内容を行っていく方向で、過去の実習期間をどう評価するのかはあると思いますが、早めにお金をもらえるような形にしていくということを打ち出していただいたほうが、ライセンスを限定するよりも、比較的議論としては進みやすい可能性もあるのではないかと印象も受けました。

ただ、これは実態のニーズを踏まえて御判断されることだとは思いますが、一応、委員として色々と議論に関わっている中で、どちらの方向で整理されるか、いずれもあり得るのではと思いました。このため、あくまで助言としてのコメントとして、今後の御準備に当たって、どちらかの方向で整理していただくといいのかなと思った点を申し述べさせていただきました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

お話の中で、市場ニーズがどんどん変わっているというお話を頂きました。市場ニーズが自然に変わったのか、それとも、皆様が新しい市場を創出して行って、良い結果が生まれてきたのではないかとこの部分もあろうかと思っています。

議論を進めていく上で、二つ整理してほしいと思っています。

それは、資格をどう考えるのか。つまりニーズが細分化していくから、資格を細分化していくのかという議論。その資格の在り方の中で、教育プロセスの在り方はどうすべきなのか。

それから、当然、総合的な資格があれば、職業選択の自由があり、どの分野でどういう働き方があるかということは、それぞれが考えればいいことだと思いますが、そういった今後の市場を俯瞰した場合、例えばジェンダーレス社会になっていくときに、これから理美容業界はどうなっていくべきなのか、どうなっていくのかという方向感も示していただいて、教育プロセス、資格獲得、職業の選択、市場形成の在り方といったことをまとめていただくと、より分かりやすいのかなと思いました。

なお、平成7年にわざわざ国は制度を変えたわけですが、それは一定のプラスがあったということですが、その中でどういう課題が解決されて、残された課題が何なのか、だから、このようにしたいのだということも少し論理展開していただくと、より色々な規制当局との議論がしやすいのではないかと思います。

私も、落合委員と同じように、意見でございます。もし参考になれば、よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

本間委員も手を挙げていますので、お願いします。

○本間委員 一言だけ。

皆さんがおっしゃったことで尽きているのですが、新しいニーズ、新しいマーケットがあることをきちんと提示して、その上で提案されることが肝要かと思います。

特に、シェービングに特化した市場はどの程度のニーズがあって、なおかつ、シェービングだけに特化した場合に、そうした資格を取る意思のある人がどれぐらいおられるのかも併せて、実態と市場の見通しをきちんとお示しいただいて、その上で規制緩和と言いますか、新しい制度の提案に向けて整理、主張されていくことを望みたいと思います。

以上、意見です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、色々な委員から御意見をいただきましたが、私どもワーキンググループとしましては、日本ビューティー創生本部の御提案、そういったニーズのある部分に特化して、教育プロセスを見直すこと自体については理解しているつもりでございます。

ただ、いくつか整理していただきたいと思ったものはありまして、理容は理容であるビジョンを描いて、それに沿った制度を提案していくだけでなく、理美容は代替関係とか競争関係にありますから、全体を見た検討をしていただけないかというのが1点目です。

2点目は、様々な委員が申し上げたことですが、全体の戦略としまして、シェービングに特化して、そういったシェービングに特化したような資格を作って、理容のビジネスのコアになる部分を追求したいということなのではないでしょうか。本当にそれが大丈夫な経済状況、あるいは理美容に関するニーズがあるのでしょうか。

今日の御説明では、そういう確固たる市場調査みたいなものに基づいたものだとお答えをいただいているように思いますので、もしもそちらのコアな部分に特化するような戦略に沿った提案をされているということであれば、コアな部分の将来的な見通しとか、そういったものをもう少し詰めていただきたいということでございます。

少しまだ理解が及んでいないのかもしれませんが、コアな部分に特化するというお話もいただいておりますが、最終的には、総合理容ができるようなものにしたいのだということもおっしゃっているように思います。もしもそういうことであれば、それは平成7年改正の前の姿に近づくような御提案をされているようにも思っております。

その場合には、お答えの中で、平成7年以前は徒弟制度みたいなものがあって、今はなくて大丈夫なのだというお話がありましたが、多分大丈夫だと思うのですが、それをきちんと担保するような制度、あるいは取組と言いますか、そういったものがおそらく必要になってくるのだと思います。学校で1年集中的に学んだ後に、実地修練の部分について、何らかの重きを置いたようなカリキュラムにするのだということであれば、平成7年改正の心配を払拭するような何らかの取組とか制度的な対応が必要になってくると思いますので、その部分は少し御検討いただいた上で、事務局とも相談しながら、再度詰めた提案をしていただいたら、私は、説得的なものになるのではないかと考えています。

大体そのような議論が展開されたように思いますが、日本ビューティー創生本部の方、あるいは委員の先生方で御発言を求める方がいらっしゃいましたら。

どうぞ。日本ビューティー創生本部の方、お願いします。

○下地役員 下地と言います。

先ほどもお話があったように、今、3校に授業に行ったりさせてもらっているのですが、学校の現状としては、理容科の生徒たちは、10年ぐらい前までは、理容師を目指す人が非常に減ってきていました。

ただ、この10年、5年ぐらいの間、理容師の中で半分ぐらいの生徒が顔そりサロンで就職したいと。女性の方が増えてきているので、そういった意味では、働きたいというニーズはたくさんあるのだと、学校を運営しながら感じています。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今申し上げたこと、お答えいただいたことを少し事務局と一緒に詰めていただいて、より説得的な御提案をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして「シェービング等に特化した理容師の更なる技術向上と独自性を追求した早期人材育成学校システムの実現」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。